

【別紙 1】

山形県県民の海・プール管理運営業務仕様書

この仕様書は、指定管理者が山形県県民の海・プール（以下「プール」という。）の管理運営業務を行うに当たり、県が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものである。また、指定管理者の指定申請時に提出した事業計画書に基づき管理運営を実施するものとする。

1 基本コンセプト

(1) 設置目的

県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与することを目的として設置している。

(2) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた低廉で良質なサービスを提供し、県民に対し気軽に利用できる身近なレクリエーション及び健康増進の場となるような施設とすることにより、県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与すること。

(3) 施設等の管理方針

施設・設備は、その機能と特性を十分に把握した上で安全・清潔に保ち、その機能を正常に保持するとともに、次年度以降の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行うこと。

(4) 運営方針

- ア 監視、水質保全を行う等利用者の安全対策を第一に運営を行うこと。
- イ 施設の効用を最大限発揮し、利用者の増大を図ること。
- ウ 利用者のニーズを常に把握し、運営に反映するように努めること。
- エ 効率的運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- オ 県との緊密な連携・協力を図り、住民サービスの向上に寄与するよう努めること。

2 施設の運営に関する基準

指定管理者は、次の基準に従いプールの管理運営業務を実施するものとする。なお、管理の基準の細目は、指定管理者と締結する協定で定めるものとする。

(1) 開館時間及び休館日

ア 開館時間（山形県県民の海・プール条例で定める範囲）

区分		開館時間
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で11時間以上
11月1日から翌年の3月31日までの期間	休日（土曜日である場合を除く。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で10時間以上

	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で7時間以上
その他の期間	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で11時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上

※指定管理者は事前に県の承認を受けて、その範囲内で開館時間を定めることができる。

イ 休館日（山形県県民の海・プール条例で定める範囲）

11月1日から翌年の3月31日までの期間において21日以下とし、指定管理者はあらかじめ県の承認を受け、その範囲内において休館日を定めることができる。

また、指定管理者が必要のあるときは、あらかじめ県の承認を受けて臨時に開館及び休館することができる。

(2) 利用料金の設定と減免

ア 利用料金

プールは、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用する。指定管理者は利用料金と県が支払う指定管理料でプールの維持管理を行うこと。

利用料金は設置条例に定める額(募集要項2⑦を参照のこと)の範囲内で、指定管理者が県の承認を得て決定すること。また、指定管理者は利用料金の全部又は一部を免除する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

なお、減免による利用料金の収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補てん等の措置は行わない。

(3) 施設・設備等の適正管理

業務の実施に当たっては、利用者が快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。なお、施設・設備の修繕等の実施区分については、別紙2「施設・設備の修繕等の実施区分」を参照すること。

(4) 意見交換及び連絡調整等

ア 定期的な意見交換

サービスの向上や適切な管理運営を図るため、現場状況を踏まえながら四半期に1回以上、定期的な意見交換や情報交換を行うこと。

イ 問題が生じた際の連絡調整

プールの運営に支障を来すような事態が発生した場合には直ちに県に連絡、調整すること。

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため、募集要項3(1)アのとおり人員を配置し、研修を行うこと。

4 危機管理対応

(1) 通報体制

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するものとする。

(2) 予防対策

危機管理体制を構築し、対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

また、消防署等からの指摘があった場合は、適切に改善措置を講ずること。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）（以下「国民保護法」という。）に基づく避難施設としての役割

山形県民の海・プールは、国民保護法に基づき、県が指定する避難施設となっていることから、武力攻撃事態等においては、避難する住民を受け入れるための施設として、また、炊き出し等の救護を実施する場所として使用される場合がある。避難施設として使用されることとなった場合は、施設本来の目的での使用が制限され、又は不能となる。

5 環境への配慮

指定管理者は、県が推進する「やまがた ECO マネジメントシステム」に基づく取組みを参考に、自らが行う事業活動において省エネルギーや廃棄物の削減等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し環境負荷の低減に努めるものとする。

なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、県環境保全率先実行計画（第 5 期）の内容に留意すること。

6 労働関係法令の遵守

指定管理者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）などの労働関係法令を遵守し、労働者の雇用及び労働条件について配慮すること。

7 指定管理者と県とのリスク負担・役割分担

(1) 県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとする。

段 階	リスクが生ずる原因		負担者	
	種 類	内 容	県	指定管 理者
共 通	法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの（法令変更に伴い、施設・設備の改修又は整備が必要となる場合等）	○	
		上記以外のもの		○
	物価変動（※1）	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	税制度の変更	一般的な税制変更（消費税を除く。）		○
		消費税の変更	○	
	不可抗力	天災、人災等の大規模災害その他	協議事項	

		県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものの発生等による業務の変更、中止、延期		
申請段階	申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設等の損傷	管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
		自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復	○	
		上記以外による施設等の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害		○
		上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○	
	施設等の不備や火災等の事故その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものの発生等による臨時休館等に伴う運営リスク（※2）	協議事項		
	天災、人災等の大規模災害発生等による避難施設設置等に伴う運営リスク（※2）	協議事項		

※1 施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とする。

※2 運営リスクの協議事項は、指定管理者からの報告を受けた後、速やかに災害等への対応、費用負担等を協議するものとする。

(2) 指定管理者と県の役割分担は、原則として次のとおりとする。

項 目	指定管理者	県
①施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設・設備の維持管理（清掃等を含む。）	○	
③施設・設備の修繕	別紙2による	
④安全衛生管理	○	
⑤災害時の対応（一次的責任は指定管理者にあります。）	○	○
⑥業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
⑦事故、火災による施設損傷の回復（一次的責任は指定管理者にあります。）	○	○
⑧施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にあります。）	○	○
⑨施設の火災共済保険の加入	○ (任意)	
⑩施設賠償責任保険の加入	○	
⑪利用者調整・利用者意見の対応	○	
⑫利用料金の設定（県が定める一定の枠内）	○	
⑬包括的な管理責任		○

※その他指定管理者の役割等

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、プールを常に良好な状態に管理する義務があります。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に関し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合には、迅速かつ適切に対応し、速やかに県に報告する必要があります。
- 県は、「都道府県有建物共済」に加入しており、その対象となるのは、火災、落雷、破裂又は爆発、風水害・氷害・雪害等の自然災害、車両の飛び込み等であり、いずれも故意、重大な過失又は法令違反により生じた損害はてん補されません。必要と考える保険があれば、指定管理者の負担において加入してください。

8 物品等の帰属

- ・備え付けの物品、県が購入の上貸与した物品については、県に帰属する。ただし、前記以外で、指定管理者が指定期間中に購入した物品については、指定管理者に帰属する。
- ・物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- ・指定管理者は、県に帰属する物品について処分を行おうとするときは、原則としてその都度県に報告し、その承認を得るものとする。

9 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の状態を常に把握するとともに、修繕や更新が必要な箇所について、随時県に報告するものとする。

修繕の実施及び経費負担に関しては、別紙2のとおりとする。

10 管理運営に係る経費（指定管理料）

（1）指定管理料の額

県の予算の範囲内で、指定管理者に支払うものとする。

（2）指定管理料の支払い

県は会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準として、分割で支払うものとする。支払方法、時期等については年度協定で定めるものとする。

11 業務の委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することができるものとする。ただし、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 関係帳簿等の整備

指定管理者として作成した帳簿書類等は、会計年度ごとに作成し、5年間保存すること。

13 原状回復義務

（1）指定管理者は施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとする。

また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に復さなければならない。

（2）指定管理者は、施設等を汚損し、又は亡失した時は、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

14 指定管理者が行う情報公開

（1）文書等公開の実施

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続きを定めて、公開を実施すること（ただし、指定管理者が地方公共団体又は既に県の公文書開示制度と同様の内容の文書等の公開に関する制度を実施している団体等である場合を除く。）。

指定管理者の文書等の公開の実施に際しては、県の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は県との協議を行うなど公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。

なお、県は、文書等の公開の実施状況等について指定管理者に報告を求め、確認することができるものとする。

（2）指定管理者が行う行政処分の審査基準及び標準処理期間の公表

指定管理者は、施設設置条例に基づく利用許可や利用料金の免除等の行政処分を行うこととなるため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の規定に基づき当該処分に関する審査基準及び標準処理期間を公表すること。

公表は、指定管理者が管理を行う公の施設、指定管理者の事務所その他申請

の提出先及び県の情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）における資料の閲覧並びにインターネット上や刊行物での公表その他適宜の方法により行うものとする。

（3）公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報、当該公の施設の利用状況や企画事業等のお知らせ等の当該公の施設の管理運営上公開すべきと判断される情報については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。

15 指定管理者に対する監督・監査

- （1）県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期すため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うことがある。
- （2）県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消す場合がある。
- （3）県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う場合がある。

16 業務引継ぎ

指定管理者に指定された後、速やかに現在の関係者等との業務引継ぎに入ることになる。

なお、業務引継ぎ及び管理運営の準備に要する費用については、指定管理者の負担とする。

また、指定管理者は、指定期間終了若しくは指定取消等により業務を引き継ぐ際には、円滑な引継ぎに協力し、必要なデータ等を遅滞なく提出するものとする。

17 その他留意事項

- （1）指定管理者は、その名称と連絡先、県の所管課名と連絡先をプール内に表示し、又はパンフレット等に明記するなど、指定管理者が管理している県の施設である旨を明示すること。

（表示例）

山形県が設置した山形県民の海・プールは、指定管理者である特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21が管理・運営を行っています。

連絡先：指定管理者 特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21

電話番号 0235-68-5121

山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課

電話番号 023-630-2372

- （2）公租公課

指定管理者は、会社等の法人にかかる市町村・県民税、事業を行う者にかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がある。（詳しくは、市町村の課税担当課、国税については税務署、県

税については各総合支庁の税務課に問合せること。)

施設・設備の修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			県	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕 (1,000万円以上)	躯体、基礎軸組、鉄筋部分等の取替え等	○		現在、施設の改築又は大規模修繕の計画はないが、建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である県が必要に応じて実施する。
	上記以外の修繕※ ¹ (改築、改装等を含む。)		○	○	実施に当たっては県と協議が必要。なお、協議の結果、指定管理者が改築等を実施した場合も、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。
	維持修繕等			○	効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械設備	新設及び更新		—	—	基本的に機械装置の新設は予定していない。(協議事項)
	機械・設備本体に係る修繕※ ²		○	○	実施に当たっては県と協議が必要。なお、協議の結果、指定管理者が修繕を実施した場合も、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。
	維持修繕等			○	定期点検に伴う、消耗部品の交換等を想定。 効用持続年数を維持するために支出される経費であるため、指定管理者が実施する。
工具器具備品	購入			○	指定管理者が購入
	維持修繕等			○	効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
<p>基本的な考え方</p> <p>1 原則として、効用持続年数を維持するために必要な維持修繕は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。</p> <p>2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置等の新設又は修繕及び備品の購入に当たっては、あらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

※1 「上記以外の修繕」の実施について、協議に付する目安は、一件当たりの所要額(見込み)が30万円以上の修繕(複数の小規模修繕(30万円未満)を集めただけのものは含まない。)とし、30万円未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。

※2 「機械・設備本体に係る修繕」の実施について、協議に付する目安は、一件当たりの所要額(見込み)が30万円以上の修繕(複数の小規模修繕(30万円未満)を集めただけのものは含まない。)とし、30万円未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。